

e-pile next

地球環境にやさしい資源循環型鋼管杭…それがe-pile next!

電気機器製造工場建設工事

本件は東京都日野市に建設される電気機器製造工場の杭基礎工事です。日野市は、多摩川と浅川という二つの大きな河川により発達した沖積低地、これらの河岸段丘によってできた日野台地及び市内南側に位置する多摩丘陵の3つの特徴ある地形によって形成されており、日野台地の緑地や斜面林が残る段丘崖に続く崖線には豊富な湧水群が現存し、また、多摩丘陵の緑地帯になる沢筋にも多くの湧水が見られます。

こうした変化に富んだ水辺の環境は人々の暮らしに深くかわかり、水の郷としてふさわしい自然環境が維持され貴重な財産となっています。

元請様からも、環境保全の観点から、ベントナイトや掘削による地下水や湧水汚染の心配がない先端羽根付鋼管杭でのご相談をいただきました。また、本件は設計上大きい支持力を要することから、弊社e-pile next工法の特徴である杭径・拡翼径のバリエーションの多さと高い支持力、そして砂礫層を支持層とした多数の貫入施工実績を高く評価いただきました。

実施工においても、e-pile next工法の最大の特徴である、強固な地盤に負けない先端特殊部の「高力構造」と貫入性に優れた「菱形切削孔」が威力を発揮し、予定工期通りに完工したことで、高い経済性と安心した施工品質をご提供することができました。

元請様には搬入誘導や養生鉄板等、工事を安全かつ円滑に進めるよう様々なご協力を頂きました。



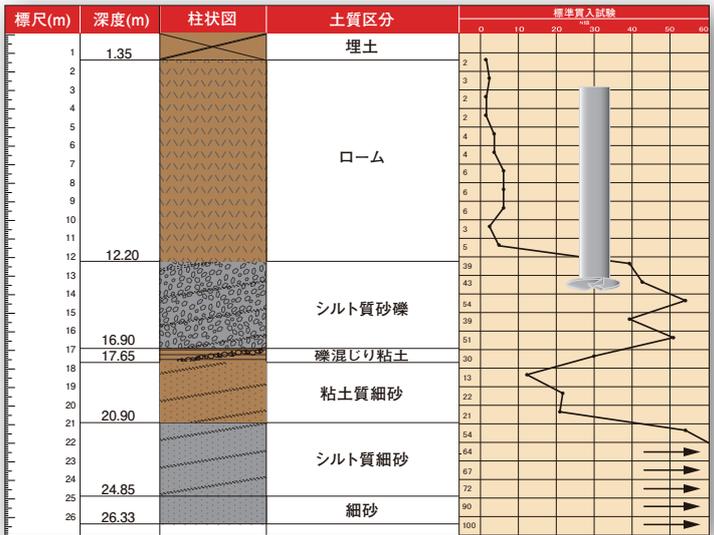
☆ご採用いただき、誠に有り難うございました。



工事概要

工事名	電気機器製造工場建設工事	杭 径	φ 508.0 mm
施工地	東京都日野市	拡翼径	Dw1000 mm
用途	事務所	拡頭径	-
構造	鉄骨造 (S) 地上 3 階	深 度	SGL -13.8m
建築面積	13967.69m	支持力	2100kN
工期	2021年1月30日~2021年3月24日	本 数	192本

ボーリング柱状図



e-pile next

国土交通省大臣認定工法



全ての鍵は杭先端にあり

公共土木・公共建築での活用拡大
国土交通省「NETIS」

登録番号: KT-160071-A

国土交通大臣認定
 TACP-0483 砂質地盤(硬質地盤含む)
 TACP-0484 粘土質地盤

日本建築センター
 BCI評定-FD0540-01 砂質地盤
 BCI評定-FD0541-01 礫質地盤
 BCI評定-FD0542-01 粘土質地盤

基礎評定(引抜支持力)
 砂質地盤
 礫質地盤
 粘土質地盤

エコマーク認定 08 131022号

■ 全ての鍵は杭先端にあり

杭基礎は建物荷重を支持地盤へ伝達させる最も重要な役割であり、故に、杭先端拡翼部の貫入(掘削)性、変位・変形・破断などを発生させない高い性能が要求されます。

- 貫入性の問題を・・・「**菱型穴**」により解決しました。
- 拡翼変形の問題を・・・「**特殊部**」により解決しました。
- コストの問題を・・・「**自社施工**」により解決しました。

■ 高力構造/拡翼断面図



■ FEM解析図



建築・土木・鉄道、さまざまな場面で活躍しております。

e-pile

検索

杭基礎の新たな可能性へ挑戦

Tobu 株式会社 東 部

<https://e-pile.com>

■ 本社
 〒252-0134
 神奈川県相模原市緑区下九沢 1507-5
 TEL.042-762-4739 FAX.042-762-8971

■ 本店/ 経理室
 〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1509-4
 TEL.042-764-4128 FAX.042-762-9593

■ 東京営業所
 〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷1-1-2
 朝日生命幡ヶ谷ビル6階
 TEL.03-3376-0123 FAX.03-3376-0124

■ 相模原機材センター
 〒252-0101 神奈川県相模原市緑区町屋1-4-37
 TEL.042-851-2681 FAX.042-851-2682



事業の再構築に挑戦する皆様へ

第3回公募から新しい類型が新設されたため再掲いたします。

支援対象

以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します。

- (a) 2020年4月以降の連続する6か月のうち任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較し10%以上減少しており
 - (b) 2020年10月以降の連続する6か月のうち任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較し5%以上減少している
- (※上記を満たさない場合は (a) の同期間の合計付加価値額が15%以上減少しており (b) の同期間の合計付加価値額が7.5%以上減少していることでも申請可)
2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。

3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

中小企業

通常枠
 補助額: 100万円～8,000万円 補助率: 2/3 (1/2)

卒業枠*
 補助額: 6,000万円超～1億円 補助率: 2/3

*卒業枠: 400社限定。事業計画期間内に①組織再編②新規設備投資③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する事業者向けの特別枠。

中堅企業

通常枠
 補助額: 100万円～8,000万円
 補助率: 1/2(1/3)

グローバルV字回復枠**
 補助額: 8,000万円超～1億円
 補助率: 1/2

**グローバルV字回復枠: 100社限定。大きな成長を目指す中堅企業向け特別枠。

【最低賃金枠】※新設枠
 必須要件を満たし、2020年10月から2021年6月の間で3ヶ月

以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上いること及び2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること(※付加価値額の45%の減少でも可)

【大規模賃金引上げ枠】※新設枠
 必須要件を満たし、かつ補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること及び補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、平均1.5%以上(初年度は1.0%以上)増員させること。

締め切りは9月21日です。



※詳細は経済産業省のホームページをご覧ください。

ワンポイント 健康コラム

運動習慣を身につけるには

夏が終わり、秋へと移り変わる9月。秋は食欲の秋、芸術の秋であると同時にスポーツの秋です。今回は運動習慣をつける方法について考えてみます。

今日からできる手軽な運動

- 姿勢を正しくする
- 太ももをしっかり上げて大股で歩く
- 雑巾がけなど家電を使わずに掃除する
- エレベーターなどを使わずに階段を利用する
- 一駅前で降りて歩く



運動に適した時間帯と方法

上記の運動に慣れ本格的に運動がしたくなったら、運動の時間帯と方法について考えてみましょう。あまり知られていませんが、運動には適した時間帯があります。朝の運動でおすすめるのは、ウォーキングやジョギングなど軽めの有酸素運動です。朝にリズムカルな有酸素運動をすると、ハッピーホルモンと呼ばれるセロトニンの分泌が高まり、心身ともに活力がみなぎります。

一方、筋トレなどの無酸素運動は筋肉の柔軟性が増し、心肺機能が高まっている午後から夕方がおすすです。筋トレで筋肉が傷つくと成長ホルモンが分泌されます。成長ホルモンとは眠っている間に多く分泌され、体の修復などに役立つホルモンです。筋トレをすると相乗効果で朝までしっかり体を修復することができます。また運動をはじめる前は急に体を動かして怪我をしないよう準備運動やストレッチをし、水分補給も心がけましょう。



運動に適さない時間帯

運動の種類に限らず、食後30分以内や極端な空腹時に過度な運動は避けましょう。就寝直前も運動に適しません。寝る前に激しい運動を行うと交感神経が活性化し、寝つきが悪くなります。就寝前は副交感神経が優位になるよう、リラックスできるストレッチがおすすです。



涼しい秋は運動をはじめやすい季節です。コロナ禍のため人との距離に気を付けながら、少しずつ運動に慣れていきましょう。



経理マンが行く



厳しい夏もあと少し。オリンピックが終え、舞台はパラリンピックへとバトンタッチしました。ハンディキャップのある方々は勿論、健常者である私達にも力を与えてくれる大会です。会場に行けなくても、国を超えて選手全員を応援したいです。さて、ここからは、協会健保の保健委員としてお話ししたいと思います。

やっとなマイナンバーカードが保険証として利用出来るようになります。マイナンバーカードを作ったはいけど、何の役に立たない...とずっと思っていました。本来は今年3月より保険証として利用できる予定だったのですが、このコロナウィルス感染症により医療機関や薬局の導入の遅れがあったことで、10月に延期となりました。マイナンバーカードを保険証として利用する流れとしては、まず利用者の事前登録(初回登録)が必要となります。登録はパソコンやスマートフォンから政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」にアクセス、又は、セブンイレブン店舗にあるATMや顔認証付きカードリーダーを設置済みの医療機関や薬局の窓口で登録します。登録後、患者が医療機関などの受付で「顔認証付きカードリーダー」を使用して使用する事ができます。2022年度以降はこのシステムを利用して電子処方箋の発行などの運用も計画されています。



- メリットとしては
- ①「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」の事前申請が不要
 - ②マイナポータルで「特定健診情報」「薬剤情報」「医療費」の閲覧ができる
 - ③確定申告の「医療費控除」が自動入力できる
 - ④病院で健康保険証を持ち歩く必要がない(持ち歩くカードが1枚減る)
 - ⑤マイナンバーカードの更新や、電子証明書の新規発行も、健康保険証の利用再登録は不要
- ①就職・転職・退職・引越しても、協会けんぽなどに届出すれば継続で健康保険証として使える...等です。



デメリットとしては

- ①オンライン資格確認に対応した医療機関(病院や薬局)でしか使えないという事です。メリットの方が多いのは一目瞭然ですね。その中でも一番のメリットは「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」の事前申請が不要になること。これだけでも「マイナンバーカードを健康保険証化」しても良いと思えるほど、大きなメリットです。病院への通院や入院・薬局で支払い(=医療費)には月額の上限「自己負担限度額」が設定されていて、もし医療費が高額になった場合、市区町村へ「高額療養費制度」利用を申請すると、「自己負担限度額」を超えた額が払い戻されます。しかし、払い戻しとは言っても、一時的に窓口で負担しなければなりません。事前にこの窓口負担を「自己負担限度額までとする」のが「限度額適用認定証」です。マイナンバーカードを健康保険証利用すると「オンライン資格確認」機能で、「限度額適用認定証」を自動適用してくれるため、窓口でのお支払いが自己負担限度額までになります。この仕組みは、2023年、3月から全ての医療機関で適用される予定です。確定申告の「医療費控除」が自動入力できるのもいいですね。わざわざ、医療費控除のエクセルシートに、〇月×日、どここの病院で〇〇円払いました、という入力をしなくていいのです。いずれ、運転免許証などもマイナンバーカードに集約されてくる予定です。今のうちにマイナンバーカードを申請して、便利な機能をぜひ利用ください。

